

千葉県風俗案内業の規制に関する条例に係る処分基準の改定概要

1 改定の理由

令和7年6月28日に施行される風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）**において**、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第49条に定める罰則規定のうち、無許可営業等の罰則を重くした部分を第49条として、それ以外を第50条として新たに罰則の規定を盛り込んだため、第50条以下の条文が条ずれすることから、千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第7号）第12条に規定されている「重大な不正行為」についても所要の改正が行われ**る**ため、処分基準の改定を行うもの。

2 改定内容

上記改正内容に基づき、処分基準の別紙2「千葉県風俗案内業の規制に関する条例に係る処分基準」の別表を改定するもの

3 対象となる処分基準

- （1）風俗案内業者に対する停止命令（第9条第1項）
- （2）風俗案内業者に対する廃止命令（第9条第2項）

4 施行日

令和7年6月28日